

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026 年 7 月 24 日

【発行者の名称】

カレント自動車株式会社
(CURRENT MOTOR Corporation)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 江頭 大介

【本店の所在の場所】

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5 番地 11

【電話番号】

045-476-1000 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 須田 淳

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

カレント自動車株式会社
<https://www.currentmotor.co.jp/>

株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はございません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期中間	第25期中間	第26期中間	第24期	第25期
会計期間	自2023年11月1日 至2024年4月30日	自2024年11月1日 至2025年4月30日	自2025年11月1日 至2026年4月30日	自2023年11月1日 至2024年10月31日	自2024年11月1日 至2025年10月31日
売上高 (千円)	5,872,956	5,514,813	5,533,743	12,186,198	10,120,947
営業利益 (千円)	125,685	215,229	416,489	192,147	339,237
経常利益 (千円)	121,806	217,975	413,730	180,948	342,674
中間（当期）純利益 (千円)	61,636	143,444	271,446	106,664	218,749
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
純資産額 (千円)	749,224	926,977	1,273,729	794,252	1,002,282
総資産額 (千円)	2,918,823	2,432,434	2,440,992	2,615,389	2,379,325
1株当たり純資産額 (円)	1,269.95	1,576.36	2,166.07	1,346.28	1,704.43
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額） (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	104.49	243.47	461.64	180.82	371.66
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	104.21	242.81	460.39	180.33	370.65
自己資本比率 (%)	25.7	38.1	52.2	30.4	42.1
自己資本利益率 (%)	8.6	16.7	23.9	14.5	24.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△356,329	248,761	113,635	△381,537	459,104
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△326,038	△3,820	△9,722	△337,694	△16,077
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	592,068	△382,135	△197,628	334,386	△551,323
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	1,239,687	807,946	743,129	945,141	836,845
従業員数 (人)	118	105	95	114	97
（外、平均臨時雇用者数）	(5)	(4)	(6)	(5)	(4)

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成していませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している関係会社が、利益基準及び利益剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載していません。
3. 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載していません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第24期及び第25期の財務諸表については、『特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例』第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けており、第24期中間会計期間、第25期中間会計期間の中間財務諸表については、『特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例』第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。また、第26期中間会計期間の中間財務諸表については、『特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例』第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026 年 4 月 30 日現在

従業員数（人）
95（6）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は、車輛及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における国内中古車登録台数は1,815,454台となり、前年同期比で99.01%の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような事業環境のもと、自動車再生メーカーとして取扱いの難しい車に特化した事業に注力するとともに、ITを活用して各種取り組みを推進してまいりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は5,533,743千円（前年同期比0.3%増）となり、営業利益は416,489千円（前年同期比93.5%増）、経常利益は413,730千円（前年同期比89.8%増）、中間純利益は271,446千円（前年同期比89.2%増）となりました。

なお、当社は「車輛及びその関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、743,129千円（前事業年度末比93,715千円減少）となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は113,635千円（前年同期は248,761千円の獲得）となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上413,730千円、棚卸資産の増加額237,299千円、法人税等の支払額105,772千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は9,722千円（前年同期は3,820千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6,873千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は197,628千円（前年同期は382,135千円の支出）となりました。これは主に、短期借入れによる収入850,000千円、短期借入金の返済による支出1,030,000千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は車輛及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社の事業は生産の形態をとらないため、該当事項はございません。

(2) 受注状況

当社の事業は受注の形態をとらないため、該当事項はございません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと次のとおりです。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)	前年同期比 (%)
車輛及びその関連事業 (千円)	5,533,743	100.3

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)		当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)	
	売上高 (千円)	割合 (%)	売上高 (千円)	割合 (%)
株式会社ユー・エス・エス (オートオークション)	4,509,030	81.8	4,568,465	82.6

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本中間発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年1月30日に提出した発行情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(J-Adviser との契約について)

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に2020年5月20日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2018年9月28日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当中間会計期間の末日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する

合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合、当該再建計画が前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合、かつ、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

詳細は、「第 6 経理の状況 1 中間財務諸表等 【注記事項】（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はございません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しております。実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は1,976,279千円で、前事業年度末に比べ49,267千円増加しております。現金及び預金の減少93,715千円、売掛金の減少91,447千円、商品及び製品の増加240,387千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は464,712千円で、前事業年度末に比べ12,398千円増加しております。繰延税金資産の増加12,464千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は941,071千円で、前事業年度末に比べ188,220千円減少しております。短期借入金の減少180,000千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は226,190千円で、前事業年度末に比べ21,560千円減少しております。長期借入金の減少17,628千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は1,273,729千円で、前事業年度末に比べ271,446千円増加しております。当中間会計期間における中間純利益の計上による利益剰余金の増加271,446千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はございません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はございません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年7月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,400,000	1,800,000	600,000	600,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,400,000	1,800,000	600,000	600,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①第3回新株予約権

決議年月日	2022年10月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社新株予約権の受託者 1
新株予約権の数(個) ※	5,130
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5,130
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,445
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年11月1日 至 2031年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,460.51 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算定される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使の条件 ※	(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去 5 年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (3) 本新株予約権者は、2023 年 10 月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上総利益が 2,000,000 千円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得制限 再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
----------------------------	--

※当中間会計期間の末日（2026 年 4 月 30 日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2026 年 6 月 30 日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき 15.51 円で有償発行しております。

2. 当社は、当社役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である江頭大介を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、宇根陽介を受託者（以下「本受託者」とする）とする新株予約権にかかる金銭信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本信託を活用したインセンティブプランを実施いたします。本インセンティブプランは、交付の条件としては、東証グロース市場に当社が上場を実現することが条件となっております。

名称	新株予約権の数	新株予約権交付日
契約書番号 3	5,130 個	当社が東証グロース市場に上場した日から 6 ヶ月が経過する日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拋出し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拋出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、上記表中の交付日において、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社役職員等（以下「受益者」といいます。）に分配されることになります。

当社は、交付日において、受益者を、本新株予約権の配分方法が規定されるポイント付与規定（以下「ポイント付与規定」といいます。）に従って指定します。当社の定めるポイント付与規定では、当社の取締役会によって構成される評価委員会が①半期ごとの利益評価、②半期ごとのフィロソフィ評価、③当社の成長に大きく貢献するアクション等に対する特別インセンティブという交付目的ごとに、定められた頻度で当社役職員等の評価を行い、ポイントを仮に付与していくものとされております。そして、評価委員会は、信託期間中に評価委員会によって当社役職員等に対して仮に付与されることとなったポイント数を参考に、最終的に受益者及びその者に交付すべき本新株予約権の個数を決定、本受託者に通知することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストック・オプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入

社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、本受託者に対して発行された本新株予約権を、当社役職員等の貢献期待値に応じて、公平に分配することが可能であり、将来採用される当社役職員等に対しても適切な数量の本新株予約権を分配することが可能となるほか、従来型のインセンティブプランでは実現し得なかった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

本信託契約の概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	江頭大介
受託者	宇根陽介
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日 （信託契約開始日）	2022 年 11 月 18 日
信託契約満了日 （本新株予約権の交付日）	当社が東証グロース市場に上場した日から 6 ヶ月が経過する日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社役職員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規定に記載されております。

②第5回新株予約権

決議年月日	2025年8月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 8 [7]
新株予約権の数（個） ※	58,000 [44,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 58,000 [44,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,610
新株予約権の行使期間 ※	自 2027年8月19日 至 2035年8月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,610 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算定される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使の条件 ※	(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ 当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。 (7) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び取得条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。 (8) 譲渡による新株予約権の取得制限 再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。 (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
----------------------------	--

※ 最近事業年度の末日（2026年4月30日）における内容を記載しております。本新株予約権は、新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権を無償で取得できるものであるため、2026年6月15日に14,000個を当社が取得し、同日に消却いたしました。最近事業年度末日から提出日の前月末現在（2026年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

2. 本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はございません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はございません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年11月1日～ 2026年4月30日	—	600,000	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
ディーイー工業合同会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西 5-15-26	240,000	40.8
江頭 大介	神奈川県横浜市青葉区	239,900	40.8
竹下 智彦	神奈川県横浜市都筑区	60,000	10.2
渡辺 一世	東京都世田谷区	30,000	5.1
石原 直人	神奈川県横浜市緑区	12,000	2.0
都築 哲平	東京都世田谷区	6,000	1.0
株式会社ユナイトフォー	東京都練馬区東大泉 2-26-3	100	0.0
計	—	588,000	100.0

(注1) 当社は自己株式 12,000 株を保有していますが、上記大株主からは除いています。

(注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除しており、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 588,000	5,880	権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は100株 であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	600,000	—	—
総株主の議決権	—	5,880	—

② 【自己株式等】

2026年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) カレント自動車株式会社	神奈川県横浜市港北区 新横浜二丁目5番地11	12,000	—	12,000	2.00
計	—	12,000	—	12,000	2.00

2【株価の推移】

月別	2025 年 11 月	12 月	2026 年 1 月	2 月	3 月	4 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年11月から2026年4月については売買実績がありません。

3【役員の状況】

2026年1月30日付発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年11月1日から2026年4月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社が存在しないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 10 月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年 4 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	836,845	743,129
売掛金	198,699	107,252
商品及び製品	857,925	1,098,312
仕掛品	7,864	4,776
前払費用	23,741	21,620
その他	2,960	2,268
貸倒引当金	△1,024	△1,081
流動資産合計	1,927,011	1,976,279
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	145,503	143,327
構築物（純額）	3,144	2,978
機械及び装置（純額）	20,730	18,466
車輛運搬具（純額）	981	618
工具、器具及び備品（純額）	12,792	15,452
土地	166,978	166,978
有形固定資産合計	350,131	347,823
無形固定資産		
ソフトウェア	7,778	9,658
無形固定資産合計	7,778	9,658
投資その他の資産		
投資有価証券	457	457
関係会社株式	5,480	5,480
出資金	250	240
長期前払費用	11,513	11,880
繰延税金資産	28,809	41,273
その他	47,893	47,898
投資その他の資産合計	94,404	107,230
固定資産合計	452,314	464,712
資産合計	2,379,325	2,440,992

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 10 月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年 4 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	305,741	266,916
短期借入金	380,000	200,000
1 年内返済予定の長期借入金	35,256	35,256
未払金	164,992	122,770
未払費用	39,438	49,012
未払法人税等	105,772	154,748
未払消費税等	64,252	21,009
前受金	14,012	29,461
預り金	7,109	4,648
製品保証引当金	274	726
賞与引当金	12,441	56,365
その他	—	157
流動負債合計	1,129,292	941,071
固定負債		
長期借入金	222,274	204,646
退職給付引当金	2,656	3,028
資産除去債務	18,450	18,516
その他	4,370	—
固定負債合計	247,751	226,190
負債合計	1,377,043	1,167,262
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,062	3,062
資本剰余金合計	3,062	3,062
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,039,249	1,310,696
利益剰余金合計	1,039,249	1,310,696
自己株式	△50,109	△50,109
株主資本合計	1,002,202	1,273,649
新株予約権	79	79
純資産合計	1,002,282	1,273,729
負債純資産合計	2,379,325	2,440,992

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 11 月 1 日 至 2026 年 4 月 30 日)
売上高	5,514,813	5,533,743
売上原価	4,318,084	4,069,617
売上総利益	1,196,728	1,464,126
販売費及び一般管理費	※ 981,498	※ 1,047,636
営業利益	215,229	416,489
営業外収益		
受取利息	6	8
固定資産売却益	—	330
為替差益	86	—
受取保険金	8,570	—
キャッシュバック収入	1,294	749
その他	1,560	1,471
営業外収益合計	11,519	2,559
営業外費用		
支払利息	7,107	4,337
固定資産売却損	—	98
為替差損	—	58
その他	1,665	823
営業外費用合計	8,772	5,317
経常利益	217,975	413,730
特別損失		
固定資産除却損	408	0
特別損失合計	408	0
税引前中間純利益	217,567	413,730
法人税、住民税及び事業税	96,371	154,748
法人税等調整額	△22,248	△12,464
法人税等合計	74,123	142,283
中間純利益	143,444	271,446

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 11 月 1 日 至 2026 年 4 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	217,567	413,730
減価償却費	9,049	9,703
固定資産売却益	—	△330
固定資産売却損	—	98
固定資産除却損	408	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△750	56
賞与引当金の増減額 (△は減少)	14,099	43,924
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△83	372
受取利息	△6	△8
支払利息	7,107	4,337
受取保険金	△8,570	—
売上債権の増減額 (△は増加)	43,077	91,447
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△18,541	△237,299
仕入債務の増減額 (△は減少)	△44,854	△38,825
未払金の増減額 (△は減少)	△6,468	△42,221
未払消費税等の増減額 (△は減少)	32,117	△43,243
その他	22,636	22,003
小計	266,789	223,745
利息の受取額	0	0
利息の支払額	△7,107	△4,337
法人税等の還付額	118	—
法人税等の支払額	△19,610	△105,772
保険金の受取額	8,570	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	248,761	113,635
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,350	△6,873
有形固定資産の売却による収入	—	445
無形固定資産の取得による支出	—	△3,270
敷金保証金の差入による支出	△26	—
敷金保証金の回収による収入	—	330
その他	△443	△354
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,820	△9,722
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	980,000	850,000
短期借入金の返済による支出	△1,330,000	△1,030,000
長期借入金の返済による支出	△21,416	△17,628
自己株式の取得による支出	△10,719	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△382,135	△197,628
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△137,194	△93,715
現金及び現金同等物の期首残高	945,141	836,845
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 807,946	※ 743,129

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 11 月 1 日 至 2026 年 4 月 30 日)
役員報酬	47,322 千円	48,345 千円
給料手当	280,955	274,014
賞与引当金繰入額	27,326	56,365
広告宣伝費	284,078	282,527
貸倒引当金繰入額	△750	56
退職給付費用	267	532

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 11 月 1 日 至 2026 年 4 月 30 日)
現金及び預金勘定	807,946 千円	743,129 千円
現金及び現金同等物	807,946	743,129

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025 年 11 月 1 日 至 2026 年 4 月 30 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、車輛及びその関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日）

(単位：千円)

	車輛及びその関連事業
一時点で移転される財	5,511,161
一定の期間にわたり移転される財	3,652
顧客との契約から生じる収益	5,514,813
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,514,813

当中間会計期間（自 2025 年 11 月 1 日 至 2026 年 4 月 30 日）

(単位：千円)

	車輛及びその関連事業
一時点で移転される財	5,524,500
一定の期間にわたり移転される財	9,243
顧客との契約から生じる収益	5,533,743
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,533,743

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 11 月 1 日 至 2026 年 4 月 30 日)
1 株当たり中間純利益 (円)	243.47	461.64
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	143,444	271,446
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	143,444	271,446
普通株式の期中平均株式数 (株)	589,165	588,000
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 (円)	242.81	460.39
(算定上の基礎)		
普通株式増加数 (株)	1,600	1,600
(うち新株予約権) (株)	(1,600)	(1,600)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(ストック・オプションの取得及び消却)

当社は、2026 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、当社が既に発行している新株予約権の取得及び消却することを決議いたしました。

(1) 取得及び消却の対象となる新株予約権

第 5 回新株予約権

新株予約権の総数	58,000 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 58,000 株
新株予約権の割当日	2025 年 9 月 15 日
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使期間	2027 年 8 月 19 日～2035 年 8 月 18 日
取得する新株予約権の数	14,000 個
消却する新株予約権の数	14,000 個
新株予約権の取得金額	無償
新株予約権の取得日及び消却日	2026 年 6 月 15 日
消却後に残存する新株予約権の数	44,000 個

(2) 新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権を無償で取得できるものであるため、かかる当該新株予約権の一部を取得し消却することを決議いたしました。

(ストック・オプションの発行)

当社は、2026 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2026 年 6 月 16 日に付与いたしました。

(1) 本新株予約権の募集の目的及び理由

従業員が当社の企業価値最大化に対する決意及び士気を高めるため、当社の従業員を対象に、税制適格ストック・オプションを無償にて発行するものであります。今回は従業員の業績、貢献度の評価に基づき、当社の従業員 1 名を対象に税制適格ストック・オプションを発行いたしました。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は 10,000 株であり、最大で 1.64%の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化の影響は合理的なものであると考えております。

(2) 本新株予約権の概要

第 6 回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 1
新株予約権の数（個）	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,610
新株予約権の行使期間	自 2028 年 5 月 19 日 至 2036 年 5 月 18 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,610 資本組入額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算定される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去 5 年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ 当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。 (7) 再編対象会社による新株予約権の取得事由及び取得条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。 (8) 譲渡による新株予約権の取得制限 再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。 (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

2. 本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(子会社の設立及び事業の譲受)

当社は、2026年6月5日の当社取締役会において、自動車販売・整備事業を営む事業を譲り受けることを見据え、当該事業の受け皿として、以下のとおり子会社を設立することを決議いたしました。

また、2026年7月15日の当社取締役会において、自動車販売・整備事業を営む株式会社後藤ガレージの当該事業の譲受を決議いたしました。

1. 設立する子会社の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 後藤ガレージ株式会社 |
| (2) 所在地 | 福岡県糸島市波多江 395 番 2 |
| (3) 代表者 | 江頭 大介 |
| (4) 事業の内容 | 自動車・自動車部品の販売および買取、自動車の整備・修理・車検・钣金塗装、自動車保険代理業ほか |
| (5) 資本金 | 10 百万円 |
| (6) 設立の時期 | 2026 年 8 月 (予定) |
| (7) 出資比率 | カレント自動車株式会社 100% |

なお、当該子会社の資本金が当社の資本金の額の 100 分の 10 以上であるため、当該子会社は当社の特定子会社に該当いたします。

2. 事業譲受の概要

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 事業譲渡企業の名称及びその事業内容 | |
| 事業譲渡企業の名称 | 株式会社後藤ガレージ |
| 事業の概要 | 自動車販売・整備事業 |

(2) 事業譲受を行った理由

当社は、今後の事業展開及び事業基盤の強化の観点から総合的に検討した結果、株式会社後藤ガレージが営む自動車販売・整備事業を譲り受けることが、当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、本件事業譲受を決定いたしました。

(3) 事業譲受日

2026 年 8 月 (予定)

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業譲受

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

守秘義務があることから非開示とさせていただきます。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

7. その他

2026 年 10 月期第 4 四半期より連結決算に移行する予定です。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はございません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はございません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年7月24日

カレント自動車株式会社
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市中区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

寺島 洋希

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

林田 将和

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカレント自動車株式会社の2025年11月1日から2026年10月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレント自動車株式会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基

準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。